

特定非営利活動法人市民科学者国際会議

定 款

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人市民科学者国際会議という。また、英文名を Citizen-Scientist International Symposium on Radiation Protection といい、略称を CSRP とする。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都世田谷区に置く。

(目的)

第 3 条 この法人は、広く一般市民を対象として、放射線防護のための情報提供・相談事業、国・地方公共団体・国際機関・研究機関等の施策に対する調査研究・提言・監視事業、独立した市民・科学者・研究者・医師とそのグループとの協同事業、国内外の団体等とのネットワーク形成事業を通じて、国際的視野に立って、生命と健康と環境に関する一般市民の権利が守られる社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 科学技術の振興を図る活動
- (7) 消費者の保護を図る活動
- (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第 5 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 情報提供・相談事業
放射線防護のための情報提供・相談事業
- (2) 調査研究・提言・監視事業
国・地方公共団体・国際機関・研究機関等の施策に対する調査研究・提言・監視事業
- (3) 協同事業
独立した市民・科学者・研究者・医師とそのグループとの協同事業

(4) ネットワーク形成事業

国内外の団体等とのネットワーク形成事業

(5) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体を正会員とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

2. 正会員以外の会員については、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(入会)

第7条 正会員は次に掲げる条件を備えなければならない。

- (1) この法人の目的を達成できるよう、個々のでき得る範囲において積極的に活動に参加し、事業を推進すること。
- (2) 特定の個人又は政治団体、宗教団体その他の団体の利益を目的としてこの法人の活動を行わないこと。
2. 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとする。
3. 代表理事は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
4. 代表理事は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもつて本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 繼続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2. 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えるなければならない。

(拠出金品の不返還)

第 12 条 すでに納入した入会金及び会費は、返還しない。

(特定行為の禁止)

第 13 条 会員は、この法人の組織やこの法人の会員であることをを利用して、特定の政治団体、宗教団体のための政治活動や営利を目的とする行為を行ってはならない。

第 3 章 役 員

(種別及び定数)

第 14 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 人以上 9 人以内
- (2) 監事 1 人以上 3 人以内
- 2. 理事のうち、1 人を代表理事とし、1 人以上 2 人以内を副代表理事とする。

(選任等)

第 15 条 理事は、評議員会において選任する。

- 2. 監事は、総会において選任する。
- 3. 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
- 4. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。
- 5. 法第 20 条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 6. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第 16 条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2. 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3. 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、評議員会の意見を参考にして、この法人の業務を執行する。
- 4. 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報

告すること。

- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の開催を請求すること。

(任期等)

第 17 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2. 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3. 役員は、辞任又は任期満了後において定数を満たすことができなくなった場合は、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 18 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 19 条 理事が次の各号の一に該当する場合には、評議員会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
2. 監事が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
3. 前 2 項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えるなければならない。

(報酬等)

第 20 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3. 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第 4 章 総 会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(機能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 監事の選任及び解任
- (6) 役員の職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 解散における残余財産の帰属
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

- 2. 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の 3 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があつたとき。
 - (3) 監事が第 16 条第 4 項第 4 号の規定に基づいて招集するとき。

(招集)

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、代表理事が招集する。

- 2. 代表理事は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があつたときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3. 総会を招集するときは、正会員及び役員に対して、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することはできない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2. 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3. 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示があつたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があつたものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は平等なものとする。

2. やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
3. 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条及び次条第 1 項の適用については、総会に出席したものとみなす。
4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 名が、記名押印又は署名しなければならない。
 3. 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の議決があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項を提案した者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 5 章 理 事 会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第 32 条 理事会は、この定款で別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の決定及び執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 2 分の 1 以上から理事会の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により招集の請求があったとき。
- (3) 監事から第 16 条第 4 項第 5 号の規定に基づき招集の請求があったとき。

(招集)

第 34 条 理事会は代表理事が招集する。

2. 代表理事は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 理事会の議決は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
3. 理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示があったときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
3. 前項の規定により表決した理事は、前条第 2 項及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
4. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
2. 議事録には、議長及び理事会において選任された議事録署名人 1 名が、記名押印又は署名しなければならない。
 3. 前項の規定にかかわらず、理事全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたこ

とにより、理事会の議決があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項を提案した者の氏名
- (3) 理事会の決議があったものとみなされた日及び理事総数
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 評議員及び評議員会

(評議員)

第39条 この法人に、評議員を置く。

- 2. 評議員は、理事会の推薦により、代表理事が委嘱する。
- 3. 評議員は、役員を兼ねることができない。
- 4. 定款に定めるもののほか、評議員に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(評議員会)

第40条 評議員会は、評議員をもって構成する。

- 2. 評議員会は、理事の選任及び解任について議決する。
- 3. 評議員会は、理事会の諮問に応じて評議し、意見を述べる。
- 4. 定款に定めるもののほか、評議員会に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第7章 事務局

(設置)

第41条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

- 2. 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第42条 事務局長及び職員の任免は、代表理事が行う。

(組織及び運営)

第43条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第44条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生ずる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 45 条 この法人の資産は、特定非営利活動法人に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第 46 条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第 47 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第 48 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第 49 条 この法人の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり、12 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 50 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 51 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講ずることができる。

2. 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 52 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 53 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2. 決算上、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 54 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 9 章 定 款 の 変 更、解 散 及 び 合 併

(定款の変更)

第 55 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項に該当する場合は所轄庁の認証を得なければならない。

2. この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第 56 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
2. 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経なければならない。
3. 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 57 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第 58 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 10 章 公 告 の 方 法

(公告の方法)

第 59 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2. 次の掲げる場合については、官報により行う。

- (1) 解散した場合に清算人が債権者に対して行う公告

(2) 清算人が清算法人について破産手続開始の申立てを行った旨の公告

第 11 章 雜 則

(細則)

第 60 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

(役職名) (氏名)

代表理事	岩 田 渉
副代表理事	齋 藤 武 光
理事	瀬 川 嘉 之
理事	戸 上 昭 司
理事	古 田 晃 司
理事	眞 下 俊 樹
監事	河 崎 健一郎

3. この法人の設立当初の役員の任期は、第 17 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。
4. この法人の設立当初の事業年度は、第 49 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 27 年 12 月 31 日までとする。
5. この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 50 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
6. この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 入会金 正会員（個人・団体） 0 円
 - (2) 年会費 正会員（個人・団体） 1,000 円
7. この法人の設立当初の事務所の所在場所は、東京都世田谷区北沢 2 丁目 14 番 1 号 OT ビル 3 F とする。